

令和8年度用

無利子貸付型

# 河北町育英会奨学金のご案内

令和8年2月

保護者各位

河北町育英会

河北町育英会では、奨学金（無利子貸付型）の**令和8年度**の申込みを受け付けます。

対象者は、保護者が河北町に住所を有しており、次の①～③のいずれかに該当する方です。

- ① **令和8年度**に学校教育法に規定されている高等学校・高等専門学校（本科）・専修学校（高等課程）（以下、「高等学校等」という。）に進学・在学する生徒
- ② **令和8年度**に学校教育法に規定されている高等専門学校（専攻科）・大学・短期大学・専修学校（専門課程）、職業能力開発促進法の規定により山形県が設置している職業能力開発短期大学校・職業能力開発校（以下、「大学等」という。）に進学・在学する生徒
- ③ 学位取得を目的として**海外の大学**に進学・在学する生徒

希望される方は、事務局（河北町教育委員会学校教育課（役場3階））まで申請書を提出してください。

## 目次

- ・ 奨学生募集要項 … 2 P
- ・ 申請時に必要な書類 … 3 P
- ・ 所得金額の計算例 … 4 P

【問合せ】河北町育英会事務局（河北町教育委員会学校教育課）（河北町役場3階）

〒999-3511 山形県西村山郡河北町谷地戊 81

TEL:0237-71-1136（直通） FAX:0237-72-7333

平日 8:30～17:15

# ～ 河北町育英会奨学生募集要項 ～

**1. 募集時期** 第1次募集：令和8年4月20日(月)まで 第2次募集：令和8年7月24日(金)まで

**2. 貸与月額** 公立・私立共に 高等学校等 月額10,000円 又は 月額20,000円 (無利子)  
大学等 月額30,000円 又は 月額40,000円 (無利子)  
※ 年2回、7月と10月にそれぞれ半年分ずつの支払いになります。  
※ 第2次募集では、初年度貸与額は半年分となり、10月のみの支給となります。

**3. 貸与期間** 正規の最短修業期間 (留年等による在学延長期間は含まれません。)

**4. 募集人員** 若干名 (申し込みが多い場合は、河北町育英会で審査し、採否を決定します。)

## 5. 資格要件

保護者（主たる生計維持者（父母又はこれに代わって家計を支えている者））が河北町に住所を有していることが条件で、その他に人物基準・学力基準・家計基準があります。

(1)人物 学習活動その他生活全般における態度・行動が良好であること。

(2)学力 令和8年度高等学校等1年生 : 中学校第1学年から第3学年までの学習成績が中程度以上であること。

令和8年度高等学校等2年生以上 : 高等学校等1年生から申請年度の前の学年までの学習成績が中程度以上であること。

令和8年度大学等1年生 : 高等学校等第1学年から第3学年までの学習成績が中程度以上であること。

令和8年度大学等2年生以上 : 大学等1年生から申請年度の前の学年までの学習成績が中程度以上であること。

(3)家計 父母及び家計を支えている者全員の総所得額（給与所得の場合は一人ひとりを表①の算式により求めた所得額、給与所得以外の所得額は収入金額から、必要経費を差し引いた金額）が【所得の目安】以下であること。

※他の奨学生を受けている方の場合、選考にあたり、これを考慮することがあります。

## 【所得の目安】

世帯人員の区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得基準額(円)	143万	229万	264万	286万	307万	325万	341万

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を341万円に加算します。

## 表① 〈給与所得の計算方法〉

収入金額（万円未満切捨て）	所得金額（万円未満四捨五入）
収入金額が329万円以下の場合	0円
収入金額が330万円以上400万円以下の場合	収入金額(万円未満切捨て) × 0.8 - 263万円
収入金額が401万円以上878万円以下の場合	収入金額(万円未満切捨て) × 0.7 - 223万円
収入金額が879万円以上の場合	収入金額(万円未満切捨て) - 486万円

※ 申請をしていただく際に、父母及び家計を支えている者全員分の所得証明書が必要です。

## 6. 奨学金の返還について

- (1) 返還期間は、高等学校等奨学金は卒業後8年以内、大学等奨学金は卒業後10年以内で、1年ごとに返済していただきます。
- 高等学校等奨学金…1年間の返済金額=貸付合計金額÷8年  
大学等奨学金…1年間の返済金額=貸付合計金額÷10年
- (2) 卒業後進学する場合は、返済期間を猶予することができますが、留年や浪人等による返済猶予期間には制限があります。
- (3) 利子は無利子となります。
- (4) 返還金は後輩奨学生の重要な貸与資金となりますので、必ず返還していただきます。

## ～申請時に必要な書類～

申請を希望する場合は、下記①～⑤の書類を事務局（河北町教育委員会学校教育課）にご提出ください。

### ① 河北町育英会奨学金貸与申請書（様式第1号）／1通

- 入手先：事務局（河北町教育委員会学校教育課）または学校または河北町ホームページ
- ・記入は、全て新学年の状況により行ってください。
- ・“月平均所要学費等”は、授業料・学校納付金などで月払いではないものは1年分を月割りにしてください。
- ・奨学金借入れを希望する理由は、具体的に書いてください。
- ・保証人の方からは、奨学生に決定した場合、改めて関係書類に記名・押印（実印）していただきます。  
申請書には印はありません。後日それぞれの印鑑証明書を提出していただきます。

※保証人2人は、生計を共にしない保証能力のある方にお願いします。

### ② 在学証明書／1通

- 入手先：令和8年度に在学する学校

※在学証明書の発行が遅れる場合、合格通知書の写しを添えて申し込んでください。その後、在学証明書が発行され次第提出してください。

### ③ 河北町育英会奨学生推薦書（様式第2号）／1通

- 入手先：事務局（河北町教育委員会学校教育課）または学校または河北町ホームページ
- ・学校独自の様式があればそれでも結構です。様式は問いませんが、成績及び校長の推薦のあるものに限りります。
- ・令和8年度高等学校等1年生 →令和7年度に在学していた中学校に作成を依頼してください。
- ・令和8年度高等学校等2年生以上→既に在籍している高等学校等に作成を依頼してください。
- ・令和8年度大学等1年生 →令和7年度に在学していた高等学校等に作成を依頼してください。
- ・令和8年度大学等2年生以上 →既に在籍している大学等に作成を依頼してください。

### ④ 戸籍抄本／1通

- 入手先：河北町役場1階 税務町民課 ※発行には費用がかかります。

### ⑤ 家族全員の所得課税証明書 及び 資産証明書／各1通

- 入手先：河北町役場1階 税務町民課 ※発行には費用がかかります。

- ・ご家族の方全員分をご準備ください。（学生の方は除く）
- ・現在の状況が証明書と著しく異なる場合は、書類を提出するときに申し出てください。

# ～河北町育英会奨学金 所得金額の計算例～

## 計算例A

世帯員	収入・所得	職業等
父	4,000,000円（所得証明書に記載されている給与支払の額）	給与
母	3,000,000円（所得証明書に記載されている給与支払の額）	給与
申請者	—	学生
祖父	—	無職
祖母	—	無職

### (1) 世帯の総所得年額

#### ア. 父の所得金額

父は給与所得者であるので、支給基準の表①〈給与所得の計算方法〉をもとにして計算します。

$$4,000,000 \times 0.8 - 2,630,000 = 570,000 \text{ 円} \cdots \boxed{\text{I}}$$

#### イ. 母の所得金額

母も給与所得者であるので、支給基準の表①〈給与所得の計算方法〉をもとにして計算します。

$$329 \text{ 万円以下なので、} 0 \text{ 円} \cdots \boxed{\text{II}}$$

→  $\boxed{\text{I}} + \boxed{\text{II}} = 570,000 \text{ 円}$  がこの世帯の所得金額の合計となります。

※祖父・祖母に収入がある場合は、世帯の所得として合算してください。

### (2) 所得基準額

支給基準の【所得の目安】により、世帯人数が5人であることから所得基準額が3,070,000円となります。  
⇒以上により、総所得年額 570,000円 < 所得基準額 3,070,000円となるので、経済状況についての基準はクリアしたことになります。

## 計算例B

世帯員	収入・所得	職業等
父	4,500,000円（所得証明書に記載されている給与支払の額） 200,000円（所得証明書に記載されている農業所得の額）	給与 農業所得
母	2,000,000円（所得証明書に記載されている営業所得の額）	営業
申請者	—	学生
祖父	—	無職
祖母	—	無職

### (1) 世帯の総所得年額

#### ア. 父の所得金額

父の給与所得分を支給基準の表①〈給与所得の計算方法〉をもとにして計算します。

$$4,500,000 \times 0.7 - 2,230,000 = 920,000 \text{ 円} \cdots \boxed{\text{I}} \quad \text{父の農業所得額 } 200,000 \text{ 円} \cdots \boxed{\text{II}}$$

#### イ. 母の所得金額

$$\text{母の営業所得額 } 2,000,000 \text{ 円} \cdots \boxed{\text{III}}$$

→  $\boxed{\text{I}} + \boxed{\text{II}} + \boxed{\text{III}} = 3,120,000 \text{ 円}$  がこの世帯の所得金額の合計となります。

※祖父・祖母に収入がある場合は、世帯の所得として合算してください。

### (2) 所得基準額

支給基準の【所得の目安】により、世帯人数が6人であることから所得基準額が3,250,000円となります。  
⇒以上により、総所得年額 3,120,000円 < 所得基準額 3,250,000円となるので、経済状況についての基準はクリアしたことになります。